

時間帯別 A 契約小売選択約款

令和元年 10 月 1 日実施

登録番号 B0011

美唄ガス株式会社

時間帯別 A 契約小売選択約款

目 次

I	小売選択約款の目的及び適用	1
1.	目 的	1
2.	この小売約款の変更	1
3.	用語の定義	1
4.	適用条件	2
II	この小売約款の契約	2
5.	契約の締結	2
III	使用量の算定及び料金等	2
6.	使用量の算定	2
7.	料 金	3
8.	単位料金の調整	3
9.	需給契約の補償料	4
10.	名義の変更	4
11.	契約の変更又は解約	4
12.	契約の解約に伴う契約中途解約補償料	4
13.	本支管工事費の精算	5
14.	緊急調整時の措置	5
15.	そ の 他	5
	付 則	5
別 表		
1.	早収料金の算定方法	6
2.	料 金 表	7

I 小売選択約款の目的及び適用

1. 目的

時間帯別A契約小売選択約款（以下「この小売約款」といいます。）は、3（7）に定める定時から定時以外への負荷移行が可能な需要を中心に使用者の負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. この小売約款の変更

- (1) 当社は、この小売約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後のガス小売選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの小売約款の変更に異議がある場合は、この小売約款による契約を解約することができます。
- (3) この小売約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この小売約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この小売約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (2) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (3) 「最大需要期」とは、1月使用分（12月検針日の翌日から1月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの3か月間をいいます。
- (4) 「最大需要月」とは、最大需要期における契約月別使用量が最も多い月をいいます。
- (5) 「契約最大需要月使用量」とは、契約で定める最大需要月の契約月別使用量をいいます。
- (6) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します（小数点以下切捨て）。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1か月あたり平均契約使用量}}{\text{最大需要月の契約使用量}} \times 100$$

- (7) 「定時」とは、最大需要期における毎日の午後6時から午後9時までをいいます。

- (8) 「定時使用量」とは、定時における使用量をいいます。
- (9) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (10) 「基本料金(税込)」「基準単位数(税込)」とは、基本料金、基準単位数それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の規定に基づき記載するものです。
- (11) 「基本料金(税抜)」「基準単位数(税抜)」とは、基本料金、基準単位数それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。
- (12) 「単位数」とは、8に定める基準単位数(税抜)又は調整単位数をいいます。

4. 適用条件

お客さまが、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの小売約款の適用を申し込むことができます。

- (1) 定時使用量が1日の使用量の20パーセント以下であること。
- (2) 当社が定める基準に適合した流量調整装置を有する機器のエネルギー源としてガスを使用する需要であり、当該のガス使用量を算定する専用ガスメーターを設置すること。
- (3) 契約年間負荷率が75パーセント以上であること。
- (4) 不測の需要逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整(供給の制限又は中止)に応じられる需要であること。

II この小売約款の契約

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この小売約款に基づき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を当社と締結していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの小売約款に基づきガスの使用を申し込む場合又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画に基づき、機器の規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものものといたします。
 - ① 契約年間使用量
 - ② 契約最大需要月使用量
 - ③ 契約月別使用量
- (3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものものといたします。

III 使用量の算定及び料金等

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払が、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる料金（以下「早収料金」といいます。）には、この料金に消費税等相当額を加えた額を、また、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金に3パーセント割り増しした料金（以下「遅収料金」といいます。）に消費税等相当額を加えた額を支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、この小売約款に定める別表の料金表（料金表の基本料金（税抜）、基準単位料金（税抜）又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。
- (3) お客さまの都合によりこの小売約款による契約を契約期間中に解約した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(2)にもとづく1か月あたりの基本料金全額とし、従量料金は(2)の従量料金に準じて算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の1(2)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（0.1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金（税抜）} + 0.022 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（0.1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金（税抜）} - 0.022 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

（備考）

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てといたします。

- (2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

79,080円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表の1(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりプロパンの平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）といたします。

（備考）

トン当たりプロパン平均価格は、当社のサービスセンターに掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

9. 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、年間負荷率未達補償料、及び定時使用量超過補償料とし、当社は、当該補償料に消費税等相当額を加えたものを、原則として、それぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

(1) 年間負荷率未達補償料

お客さまの実績年間負荷率〔(年間の1か月あたり平均実績使用量÷最大需要期における最も多い月の実績使用量)×100をいいます。(小数点以下切り捨て)〕が75パーセントに満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達補償料といたします。

$$\begin{array}{l} \text{年間負荷率} \\ \text{未達補償料} \end{array} = \frac{\text{当該契約年度における実績年間使用量及び各月の単位料金に基づいて算定した一般ガス供給約款料金(早収料金)相当額の合計額}}{\text{当該契約年度における実績年間使用量及び各月の単位料金に基づいて算定した時間帯別A契約料金(早収料金)相当額の合計額}}$$

(2) 定時使用量超過補償料

当社は、定時使用量が1日の使用量の20パーセントを超えた日がある場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、各月ごとに次の算式によって算定する金額を限度とし、定時使用量超過補償料といたします。

$$\begin{array}{l} \text{定時使用量} \\ \text{超過補償料} \end{array} = \frac{\text{当該月の実績使用量及び単位料金に基づいて算定した一般ガス供給約款に定める料金(早収料金)相当額}}{\text{当該月の実績使用量及び単位料金に基づいて算定した時間帯別A契約料金(早収料金)相当額の合計額}}$$

10. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

11. 契約の変更又は解約

(1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、若しくは2(2)によりこの小売約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解約することができるものといたします。

(2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合及び9の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含む)には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

12. 契約の解約に伴う契約中途解約補償料

契約期間中において生じた契約の解約が11(1)の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、若しくは11(2)の規定によるもので使用者の契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解約補償料に消費税

等相当額を加えたものを申し受けます。なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(1) 新たにこの小売約款に基づいて契約を締結しない場合には、当社は契約解約月に、次の算式によって算定される契約中途解約補償料に消費税等相当額を加えたものを申し受けます。

$$\text{契約中途解約補償料} = \boxed{\text{解約日の翌月から契約終了月までの残存月数}} \times \boxed{\text{基本料金相当額}}$$

(2) 新たにこの小売約款に基づいて契約を締結する場合であって、契約の解約日の翌日から契約使用可能量がそれまでの契約使用可能量より減少する新たな契約を締結する場合には、当社は契約解約月に、次の算式によって算定される契約中途解約補償料に消費税等相当額を加えたものを申し受けます。

$$\text{契約中途解約補償料} = \left(\boxed{\begin{array}{c} \text{前契約の} \\ \text{1か月あたりの} \\ \text{基本料金} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{新契約の} \\ \text{1か月あたりの} \\ \text{基本料金} \end{array}} \right) \times \boxed{\begin{array}{c} \text{解約日の翌日から} \\ \text{前契約終了月まで} \\ \text{の残存月数} \end{array}}$$

1.3. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解約するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

1.4. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の基本料金を次の算式によって割引いたします。また、9の需給契約補償料については、双方協議して算定するものといたします。

(1) 基本料金割引額

$$= \frac{\text{基本料金 (税抜)}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{1時間あたりの平均調整量}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約使用可能量}}$$

1.5. その他

その他の事項については、一般ガス小売供給約款を適用いたします。

付

頁

1. 実施の期日

この小売約款は、令和元年10月1日から実施いたします。

2. この小売約款の掲示

当社は、この小売約款を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この小売約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この小売約款を変更する旨、変更後のガス小売選択約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

3. この小売約款実施に伴う経過措置

- (1) 当社は、令和元年9月30日以前から継続して供給し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までに支払義務が初めて発生するものについては、この供給約款の変更前の時間帯別A契約小売選択約款に基づき料金を算定するものいたします。
- (2) 当社は(1)に該当する以外のお客さまであって、令和元年10月1日から令和元年10月31日までに支払義務が発生するものについては、この小売約款の別表の料金表に基づき料金を算定するものいたします。

【別 表】

1. 早取料金の算定方法

- (1) 早取料金は、基本料金（税抜）と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金（税抜）又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早取料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早取料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早取料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早取料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早取料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早取料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早取料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早取料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早取料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早取料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早取料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の

早取料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1個につき	24,200.00円(税込)
	22,000.00円(税抜)

(2) 基準単位料金

0.1立方メートルにつき	29.5240円(税込)
	26.8400円(税抜)

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金(税抜)をもとに8の規定により算定した0.1立方メートル当たりの単位料金といたします。